

○教育学研究科教職課程に関する履修内規

(目的)

第1条 この内規は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づき皇學館大学大学院教育学研究科における教職課程の履修について必要な事項を定める。

(教育職員免許状の種類)

第2条 教育学研究科において取得できる教育職員免許状は、幼稚園教諭専修免許状（以下「幼専修免」という。）、小学校教諭専修免許状（以下「小専修免」という。）、中学校教諭専修免許状（以下「中専修免」という。）「保健体育」及び高等学校教諭専修免許状（以下「高専修免」という。）「保健体育」とする。

(指定科目の履修)

第3条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「規則」という。）に定める教科及び教職に関する科目を修得しなければならない。

- 2 幼専修免の教科及び教職に関する科目（大学が独自に設定する科目）は、別表1のとおりとする。
- 3 小専修免の教科及び教職に関する科目（大学が独自に設定する科目）は、別表2のとおりとする。
- 4 中専修免「保健体育」、高専修免「保健体育」の教科及び教職に関する科目（大学が独自に設定する科目）は、別表3のとおりとする。

(転入学生)

第4条 転入学生の履修については、当該転入学生の単位修得状況等を勘案し、大学院委員会において検討のうえ、認めることがある。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、大学院委員会が行う。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

別表3

中専修免「保健体育」、高専修免「保健体育」の教科及び教職に関する科目（大学が独自に設定する科目）

免許法施行規則に定める科目区分等	単位	本学開設授業科目	単位		備考
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	24単位	身体運動教育特論		2	選択科目から2単位選択必修
		スポーツ・健康学特論		2	
		教育学特論	2		
		教職特論	2		
		教育哲学特論		2	
		教育史特論		2	
		教育社会学特論		2	
		教育方法学特論		2	
		教育心理学特論		2	
		発達心理学特論		2	
		学校心理学特論		2	
		学校・学級経営学特論		2	
		教育評価・心理検査特論		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		特別支援教育特論		2	
		生徒指導・進路指導特論		2	
合計	24単位	合計	上記科目から24単位以上		